

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 27 年 5 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 財政部長の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 7 号とする。

別表第 2 財産活用促進課長の項を削る。

別表第 2 契約課長の項の次に次の 2 項を加える。

資産活用推進 室長	(1) 市長が別に指定する市有債権に係る差押財産の換価に関する こと。 (2) 1 件 10,000,000 円以下の不動産の買収及び補償の決定 及び契約に関すること。 (3) 1 件 1,000,000 円以下の不動産の売却及び交換の決定及 び契約に関すること。
資産管理課長	(1) 市長が別に指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関するこ と。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。 (2) 市有財産に係る保険契約に関すること。 (3) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。

別表第 2 建設局防災・減災担当局長の項中「建設局防災・減災担当局長」を「建設局土
木技術・防災減災担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)